

【許可申請に必要なとなる書類の一覧】〈令和2年4月1日より適用〉

様式番号	書類の名称	要○否×	
		法人	個人
第1号	建設業許可申請書	○	○
別紙1	役員等の一覧表	○	—
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)	○	○
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○
別紙4	専任技術者一覧表	○	○
第2号	工事経歴書	○	○
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○
第4号	使用人数	○	○
第6号	誓約書	○	○
—	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ※1	○	○
—	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書 ※2	○	○
第7号	経營業務の管理責任者証明書	○	○
別紙	経營業務の管理責任者の略歴書	○	○
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○
—	技術検定合格証明書等の資格証明書	○	○
第9号	実務経験証明書(必要に応じて卒業証明書を添付)	○	○
第10号	指導監督的実務経験証明書	○	○
第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表	○	○
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書 ※3	○	○
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○
—	定款	○	×
第14号	株主(出資者)調書	○	×
第15号	貸借対照表	○	×
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	○	×
第17号	株主資本等変動計算書	○	×
第17号の2	注記表	○	×
第17号の3	附属明細表	※4	×
第18号	貸借対照表	×	○
第19号	損益計算書	×	○
—	登記事項証明書	○	○
第20号	営業の沿革	○	○
第20号の2	所属建設業者団体	○	○
—	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	○	○
第20号の3	健康保険等の加入状況	○	○

- ※1 「相談役」、「顧問」については、提出を求めません。
- ※2 「相談役」、「顧問」については、提出を求めません。
- ※3 「相談役」、「顧問」については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を求めません。
- ※4 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

- ① 資本金の額が1億円超であるもの
- ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

**【注】** 許可の更新、業種を追加する場合や申請の内容により、省略可能又は提出不要の書類や上記の書類以外にも記載内容の確認のため提示又は提出を求める場合がありますので、詳細については提出窓口にご照会下さい。

【許可を受けた後の届出等】

(1) 事実の発生から2週間以内に届出を行う必要があるもの

届出事項	届出書類等の様式
ア 経營業務の管理責任者を変更したとき	<input type="radio"/> 経營業務の管理責任者証明書 (様式第7号) <input type="radio"/> 経營業務の管理責任者の略歴書 (様式第7号別紙) <input type="radio"/> 変更届出書 (様式第22号の2)
イ 婚姻等により経營業務の管理責任者となっている者の氏名が変更となったとき	<input type="radio"/> 経營業務の管理責任者証明書 (様式第7号) <input type="radio"/> 経營業務の管理責任者の略歴書 (様式第7号別紙) <input type="radio"/> 変更届出書 (様式第22号の2) <input type="checkbox"/> 添付 戸籍抄本又は住民票の抄本
ウ 営業所の専任技術者を変更したとき【注1】	<input type="radio"/> 専任技術者証明書 (新規・変更) (様式第8号) <input type="radio"/> 変更届出書 (様式第22号の2) <input type="checkbox"/> 添付 新たな技術者の技術資格に関する書面 (技術検定合格証明書等)
エ 婚姻等により営業所の専任技術者となっている者の氏名が変更となったとき	<input type="radio"/> 専任技術者証明書 (新規・変更) (様式第8号) <input type="radio"/> 変更届出書 (様式第22号の2) <input type="checkbox"/> 添付 戸籍抄本又は住民票の抄本
オ 新たに営業所の代表者になったとき	<input type="radio"/> 変更届出書 (様式第22号の2) <input type="checkbox"/> 添付 誓約書 (様式第6号) ・ 登記されていないことの証明書 ・ 市町村の長の証明書 令3条使用人の調書 (様式第13号)
カ 経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者に係る基準を満たさなくなったとき	<input type="radio"/> 変更届出書 (様式第22号の2) <input type="radio"/> 届出書 (様式第22号の3)
キ 法第8条第1号及び第7号から第13号までのいずれかに該当するに至ったとき	<input type="radio"/> 届出書 (様式第22号の3)

(2) 事実の発生から30日以内に届出を行う必要があるもの

届出事項	届出書類等の様式
ア 商号又は名称を変更したとき	<input type="radio"/> 変更届出書 (様式第22号の2) <input type="checkbox"/> 添付 登記事項証明書 ※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。
イ 既存の営業所について、 (ア) その名称 (イ) 所在地 (ウ) 営業所において営業を行う建設業の種類 のいずれかを変更したとき	<input type="radio"/> 変更届出書 (様式第22号の2) <input type="checkbox"/> 添付 登記事項証明書 ※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。

<p>ウ 資本金額（又は出資総額）に変更があったとき</p>	<p>○変更届出書（様式第22号の2）</p> <p><b>添付</b> 登記事項証明書</p> <p>※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。</p>
<p>エ 法人の役員等、個人の事業主又は支配人の氏名に変更があったとき</p>	<p>○変更届出書（様式第22号の2）</p> <p><b>添付</b> 登記事項証明書</p> <p>※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。</p>
<p>オ 営業所の新設をしたとき</p>	<p>○変更届出書（様式第22号の2）</p> <p><b>添付</b> ●当該営業所の代表者に関する書類</p> <p>誓約書（様式第6号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記されていないことの証明書</li> <li>・市町村の長の証明書</li> </ul> <p>令3条の一覧表（様式第11号）</p> <p>令3条の調書（様式第13号）</p> <p>●当該営業所の専任技術者に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専任技術者証明書（様式第8号）</li> <li>・新たな技術者の技術資格に関する書面（技術検定合格証明書等）</li> </ul> <p>登記事項証明書</p> <p>※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。</p>
<p>カ 新たに役員等、支配人となった者があるとき</p>	<p>○変更届出書（様式第22号の2）</p> <p><b>添付</b> 誓約書（様式第6号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記されていないことの証明書</li> <li>・市町村の長の証明書</li> </ul> <p>役員等の調書（様式第12号）</p> <p>登記事項証明書</p> <p>※ 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限ります。</p>
<p>キ 建設業を廃業等したとき</p> <p>（ア）許可に係る建設業者が死亡したとき【相続人が届出】</p> <p>（イ）法人が合併により消滅したとき【役員であった者が届出】</p> <p>（ウ）法人が破産手続開始の決定により解散したとき【破産管財人が届出】</p> <p>（エ）法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき【清算人】</p> <p>（オ）許可を受けた建設業を廃止したとき</p>	<p>○廃業届（様式第22号の4）</p>

(3) 事業年度が終了するごとに届出を行う必要があるもの（事業年度経過後4月以内に届出）

届出事項及び届出書類の様式等

○ 変更届出書（国土交通大臣許可業者にあつては建設業許可事務ガイドラインで定める別紙8様式）

※ 都道府県知事許可業者にあつては各都道府県で定める様式となります。

添付 工事経歴書（様式第2号）

直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）

貸借対照表（様式第15号又は第18号）

※ 法人の場合は様式第15号、個人の場合は様式第18号となります。

損益計算書（様式第16号（完成工事原価報告書付）又は第19号）

※ 法人の場合は様式第16号、個人の場合は様式第19号となります。

株主資本等変動計算書（様式第17号）、注記表（様式第17号の2）

※ 法人のみ必要となります。

事業報告書（任意様式）

※ 特例有限責任会社を除く株式会社は届出を行う必要があります。

必要記載事項については会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）において規定されています。

附属明細表（様式第17号の3）

※ 特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出することとなります。

ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

① 資本金の額が1億円超であるもの

② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

納税証明書（税務署等が交付する当該税に係る納付すべき額及び納付済額を証する書面）

※ 国土交通大臣許可業者については法人税（個人の場合は所得税）、都道府県知事許可業者は事業税に係る書面となります。

使用人数を記載した書面（様式第4号）

※ 使用人数に変更があつた場合に限りします。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）

※ 令第3条に規定する使用人の一覧表に変更があつた場合に限りします。

健康保険等の加入状況（様式第20号の3）

※ 「保険加入の有無」の欄に変更があつた場合に限りします。

定款

※ 定款に変更があつた場合に限りします。

【注1】 解体工事業に係る営業所の専任技術者について、当該技術者が同一人のままであつても、技術者資格が経過措置該当のものからそれ以外へ変更となる場合も、変更の手続が必要となります。

【注2】 申請書と同様に上記変更届の記載内容の確認のため提示又は提出を求める場合がありますので、詳細については提出窓口にご照会下さい。

# 建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者 \_\_\_\_\_ 印

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	国土交通大臣 知事	令和 年 月 日
申請の区分	3	（ 1.新 規 4.業 種 追 加 7.般・特新規+更新 2.許可換え新規 5.更 新 8.業 種 追 加 +更新 3.般・特新規 6.般・特新規+業種追加 9.般・特新規+業種追加+更新 ）	許可の有効 期間の調整
申請年月日	3	令和 年 月 日	4 ( 1. する 2. しない )

許可を受けようとする建設業 ( 1. 一般 )

申請時において既に許可を受けている建設業 ( 2. 特定 )

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

代表者又は個人の氏名のフリガナ

代表者又は個人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村コード

主たる営業所の所在地

郵便番号

ファックス番号

資本金額又は出資総額 (千円)

法人番号

建設業以外に行っている営業の種類

兼業の有無

経営業務の管理責任者の氏名

許可換えの区分 ( 1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可 )

大臣  
知事

コード

旧許可年月日

旧許可番号

国土交通大臣  
知事

許可 ( 般 特 )

第 号

令和 年 月 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ファックス番号 \_\_\_\_\_

様式第一号

記載要領

- 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「国土交通大臣 知事」及び「一般 特」については、不要のものを消すこと。
- 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 太線の枠内には記入しないこと。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。  
 なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。  
 なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

（例）

株	A	建設
B	建設	有

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 10「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
 「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 11「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 函 関 2 - 1 - 1 3 のように記入すること。
- 12「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 のように左詰めで記入すること。
- 13「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。  
 「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

## 様式第一号

16 ①⑤「許可換えの区分」の欄並びに①⑥「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「大臣  
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば①②③④又は①月①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。



### 役員等の一覧表

令和 年 月 日

役員等の氏名及び役名等			
フリ 氏	カナ 名	役 名 等	常勤・非常勤の別

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。  
2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。



様式第一号別紙二（1）

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 岡 関 2 - 1 - 1 3 □のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

## 営業所一覧表（更新）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営 主 た る 所     従 た る 営 業 所				

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもつて納めた場合にあつては、この限りでない。

### 専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

様式第一号別紙四

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
  - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
  - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
  - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
  - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
  - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
  - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
  - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
  - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
  - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

工 事 経 歴 書

（建設工事の種類）

工事（税込・税抜）

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所にレ印を記 主任技術者 監理技術者	うち、 〔 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部 〕		着工年月	完成又は 完成予定年月	
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

小 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

合 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円



## 記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。  
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
  - (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
    - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
    - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
    - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
  - (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合  
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

申請者、申請者の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日  
申請者 印

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事 」

経營業務の管理責任者証明書

(1) 下記の者は、 工事業に関し、次のとおり経營業務の管理責任者としての経験を有することを証明します。

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

令和 年 月 日

証明者 \_\_\_\_\_ 印

(2) 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役 本人 } で建設業法第7条第1号 { イロ } に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者  
届出者 \_\_\_\_\_ 印

申請又は届出の区分 項番 3 (1. 新規 2. 変更 3. 経營業務の管理責任者の追加 4. 経營業務の管理責任者の更新等)

変更又は追加の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 国土交通大臣 知事 許可 ( 般 特 ) 第 5 10 号 許可年月日 令和 11 13 15 年 13 14 16 18 月 日

◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ 氏名 住所 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 生年月日

◎【変更前】

氏名 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 生年月日

備考 経營業務の管理責任者の略歴については、別紙による。

## 記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

- 3 「

「 の常勤の役員 本 人 の支配人 」	「 イ ロ 」	「 地方整備局長 北海道開発局長 知事 」	「 国土交通大臣 知事 」	及び	「 般 特 」	については、不要のもの

」を消すこと。

- 4 

--	--	--	--

で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 5 

1	7
---	---

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて経營業務の管理責任者としての証明を行う場合

「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている経營業務の管理責任者に変更があつた場合

「3. 経營業務の管理責任者の追加」・・・ 現在証明されている経營業務の管理責任者に加えて新たな者を経營業務の管理責任者として証明する場合

「4. 経營業務の管理責任者の更新等」・・・ 経營業務の管理責任者について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」、「3. 経營業務の管理責任者の追加」又は「4. 経營業務の管理責任者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 6 「変更又は追加の年月日」の欄は、5により

1	7
---	---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、変更又は追加をした年月日を記載すること。

- 7 

1	8
---	---

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により

1	7
---	---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」、「3」又は「4」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

0	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---

又は

0	1	月	0	1	日
---	---	---	---	---	---

のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 8 

1	9
---	---

「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。

- 9 

2	0
---	---

及び

2	1
---	---

「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設 因 郎 のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば

0	1	月	0	1	日
---	---	---	---	---	---

のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

経營業務の管理責任者の略歴書

現住所							
氏名					生年月日	年月日生	
職名							
		期間		従事した職務内容			
職	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
歴	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
賞	年月日		賞罰の内容				
罰							
上記のとおり相違ありません。							
令和 年 月 日				氏名 印			

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{建設業法第7条第2号} \\ \text{建設業法第15条第2号} \end{array} \right\}$ に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者  
届出者 \_\_\_\_\_ 印

区 分 項番  6  1  3 ( 1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更 )

許可番号  6  2         国土交通大臣 許可 (一般) 第         号 令和   年   月     日

氏名	項番	フリガナ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
生年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
今後担当する建設工事の種類	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
現在担当している建設工事の種類	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
有資格区分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)	
専任技術者の住所		営業所の名称 (新所属)	

氏名	項番	フリガナ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
生年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
今後担当する建設工事の種類	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
現在担当している建設工事の種類	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
有資格区分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)	
専任技術者の住所		営業所の名称 (新所属)	

氏名	項番	フリガナ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
生年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
今後担当する建設工事の種類	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
現在担当している建設工事の種類	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
有資格区分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)	
専任技術者の住所		営業所の名称 (新所属)	



## 様式第八号

### 記載要領

- 1 この証明書は、次の（１）から（５）までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
  - （１）
    - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
    - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
    - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
    - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「届出者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「１」を記入すること。
  - （２）許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合  
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「２」を記入すること。
  - （３）許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合  
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「３」を記入すること。
  - （４）許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなつた場合（その者がこれまで専任の技術者となつていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記（２）又は（３）に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）  
この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「４」を記入すること。  
なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合には、届出書（別記様式第22号の3）を用いて届け出ること。
  - （５）許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あつた場合  
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「５」を記入すること。  
なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記（３）に該当するものとして、変更前の氏名につき上記（４）に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。
- 2 「

{	建設業法第7条第2号
	建設業法第15条第2号

」、「

地方整備局長 北海道開発局長 知事
-------------------------

」、「国土交通大臣知事」及び「**般特**」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者等」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者等に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 

--	--	--	--

で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **6** **2**「許可番号」の欄の「

大臣 知事
----------

コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0** **0** **1** **2** **3** **4**又は**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **6** **3**「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば**ギ**又は**フ**のように1文字として扱うこと。  
また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設**

--

**太郎**

--	--

のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。  
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 **6** **4**「今後担当する建設工事の種類」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

様式第八号

- ・一般建設業の場合
  - 「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
  - 「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当
  - 「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
  - 「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
  - 「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
  - 「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
  - 「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
  - 「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
  - 「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1（1）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

- 8 **6** **5**「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記載すること。

## 実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証 明 者 \_\_\_\_\_ 印

被証明者との関係 \_\_\_\_\_

記

技 術 者 の 氏 名	生年月日	使用された期間	年 月から 年 月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称			
職 名	実 務 経 験 の 内 容		実 務 経 験 年 数
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由		合計	満 年 月

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

## 指導監督的実務経験証明書

下記の者は、

工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証 明 者 \_\_\_\_\_ 印

被証明者との関係 \_\_\_\_\_

記

技術者の氏名	生年月日	使用された	年 月から
使用者の商号 又は 名称	職 名	期 間	年 月まで
発注者名	請負代金の額	実務経験の内容	実務経験年数
	千円		年 月から 年 月まで
	千円		年 月から 年 月まで
	千円		年 月から 年 月まで
	千円		年 月から 年 月まで
	千円		年 月から 年 月まで
	千円		年 月から 年 月まで
	千円		年 月から 年 月まで
	千円		年 月から 年 月まで
	千円		年 月から 年 月まで
	千円		年 月から 年 月まで
	千円		年 月から 年 月まで
	千円		年 月から 年 月まで
	千円		年 月から 年 月まで
	千円		年 月から 年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由		合計	満 年 月

## 記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。



許可申請者  $\left( \begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$  の住所、生年月日等に関する調書

住	所					
氏	名	生 年 月 日		年 月 日生		
役	名	等				
賞     罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容				
上記のとおり相違ありません。						
令和		年	月	日	氏 名	
					印	

## 記載要領

- 1 「  $\left( \begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$  」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所			
氏	名		生 年 月 日	年 月 日生
営 業 所	名			
職	名			
賞    罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。				
		令和 年 月 日	氏 名	印

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

株 主 (出 資 者) 調 書

株主 (出資者) 名	住 所	所有株数又は出資の価額

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。



貸借対照表

令和 年 月 日 現在

(会社名) \_\_\_\_\_

資産の部

I 流動資産 千円

現金預金	.....	
受取手形	.....	
完成工事未収入金	.....	
有価証券	.....	
未成工事支出金	.....	
材料貯蔵品	.....	
短期貸付金	.....	
前払費用	.....	
繰延税金資産	.....	
その他	.....	
貸倒引当金	△	.....
流動資産合計	.....	.....

II 固定資産

(1) 有形固定資産

建物・構築物	.....	
減価償却累計額	△	.....
機械・運搬具	.....	
減価償却累計額	△	.....
工具器具・備品	.....	
減価償却累計額	△	.....
土地	.....	
リース資産	.....	
減価償却累計額	△	.....
建設仮勘定	.....	
その他	.....	
減価償却累計額	△	.....
有形固定資産合計	.....	.....

(2) 無形固定資産

特許権	.....	
借地権	.....	
のれん	.....	

リース資産	.....
その他	.....
無形固定資産合計	.....

(3) 投資その他の資産	
投資有価証券	.....
関係会社株式・関係会社出資金	.....
長期貸付金	.....
破産更生債権等	.....
長期前払費用	.....
繰延税金資産	.....
その他	.....
貸倒引当金	△
投資その他の資産合計	.....
固定資産合計	.....

III 繰延資産	
創立費	.....
開業費	.....
株式交付費	.....
社債発行費	.....
開発費	.....
繰延資産合計	.....
資産合計	.....

負債の部

I 流動負債	
支払手形	.....
工事未払金	.....
短期借入金	.....
リース債務	.....
未払金	.....
未払費用	.....
未払法人税等	.....
繰延税金負債	.....
未成工事受入金	.....
預り金	.....
前受収益	.....
.....引当金	.....
その他	.....
流動負債合計	.....

II 固定負債

社債	.....
長期借入金	.....
リース債務	.....
繰延税金負債	.....
..... 引当金	.....
負ののれん	.....
その他	.....
固定負債合計	.....
負債合計	=====

純資産の部

I 株主資本

(1) 資本金	.....
(2) 新株式申込証拠金	.....
(3) 資本剰余金	.....
資本準備金	.....
その他資本剰余金	.....
資本剰余金合計	.....
(4) 利益剰余金	.....
利益準備金	.....
その他利益剰余金	.....
準備金	.....
積立金	.....
繰越利益剰余金	.....
利益剰余金合計	.....
(5) 自己株式	△ .....
(6) 自己株式申込証拠金	.....
株主資本合計	.....

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金	.....
(2) 繰延ヘッジ損益	.....
(3) 土地再評価差額金	.....
評価・換算差額等合計	.....

III 新株予約権

純資産合計	.....
負債純資産合計	=====

## 記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を  
しん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万  
円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として  
記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に  
属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産につい  
てその内容を示す適当な科目をもって記載すること。  
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の  
科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100  
分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産  
の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その  
他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資  
産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目  
をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれ  
ん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その  
他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれ  
ん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会  
計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰  
延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金  
額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又  
は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する  
「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控  
除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース  
資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び  
「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、  
「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資

金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。

- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

**損 益 計 算 書**  
 自 令和 年 月 日  
 至 令和 年 月 日

（会社名）

千円

I	売上高			
	完成工事高	-----		
	兼業事業売上高	-----		
		-----		
II	売上原価	-----		
	完成工事原価	-----		
	兼業事業売上原価	-----		
	売上総利益（売上総損失）	-----		
	完成工事総利益（完成工事総損失）	-----		
	兼業事業総利益（兼業事業総損失）	-----		
III	販売費及び一般管理費			
	役員報酬	-----		
	従業員給料手当	-----		
	退職金	-----		
	法定福利費	-----		
	福利厚生費	-----		
	修繕維持費	-----		
	事務用品費	-----		
	通信交通費	-----		
	動力用水光熱費	-----		
	調査研究費	-----		
	広告宣伝費	-----		
	貸倒引当金繰入額	-----		
	貸倒損失	-----		
	交際費	-----		
	寄付金	-----		
	地代家賃	-----		
	減価償却費	-----		
	開発費償却	-----		
	租税公課	-----		
	保険料	-----		
	雑費	-----		
	営業利益（営業損失）	-----		
IV	営業外収益			
	受取利息配当金	-----		
	その他	-----		
V	営業外費用			
	支払利息	-----		
	貸倒引当金繰入額	-----		
	貸倒損失	-----		
	その他	-----		
	經常利益（經常損失）	-----		
VI	特別利益			
	前期損益修正益	-----		
	その他	-----		
VII	特別損失			
	前期損益修正損	-----		
	その他	-----		
	税引前当期純利益（税引前当期純損失）	-----		
	法人税、住民税及び事業税	-----		
	法人税等調整額	-----		
	当期純利益（当期純損失）	=====		

## 記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を  
しん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万  
円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として  
記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 「兼業事業」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業  
をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもつ  
て記載することができる。  
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事  
業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、  
「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載する  
ことを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについ  
ては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属  
する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含め  
て記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記する  
こと。  
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記し  
ないことができる。
- 10 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載  
を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載  
に、記載要領10は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上  
の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上し  
ない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべ  
き金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調  
整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」

(用紙A4)

完成工事原価報告書

自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

(会社名)  
千円

I	材料費		-----
II	労務費		-----
	(うち労務外注費	_____)	-----
III	外注費		-----
IV	経費		-----
	(うち人件費	_____)	-----
	完成工事原価		=====





## 記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。  
ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 59 号に規定する遡及適用又は同項第 64 号に規定する誤謬<sup>びゅう</sup>の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
  - (1) 当期純利益又は当期純損失
  - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
  - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
  - (4) 自己株式の取得
  - (5) 自己株式の消却

(6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少

(7) 株主資本の計数の変動

- ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
- ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
- ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
- ④ 剰余金の内訳科目間の振替

11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。

12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。

13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。

- (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
- (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
- (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

- (1) 評価・換算差額等
  - ① その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

注 記 表

自	令和	年	月	日
至	令和	年	月	日

（会社名）\_\_\_\_\_

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - (2) 固定資産の減価償却の方法
  - (3) 引当金の計上基準
  - (4) 収益及び費用の計上基準
  - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
  - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬<sup>ひょうご</sup>の訂正
- 7 貸借対照表関係
  - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
    - ①担保に供している資産の内容及びその金額
    - ②担保に係る債務の金額
  - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
  - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
  - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
  - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
  - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
  - (1) 工事進行基準による完成工事高
  - (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
  - (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
  - (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
  - (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
  - (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
- (3) 剰余金の配当
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名 称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他

記載要領

- 1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	

1	継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2	重要な会計方針	○	○	○	○
3	会計方針の変更	○	○	○	○
4	表示方法の変更	○	○	○	○
5	会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6	誤謬 <sup>びゅう</sup> の訂正	○	○	○	○
7	貸借対照表関係	○	○	×	×
8	損益計算書関係	○	○	×	×
9	株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10	税効果会計	○	○	×	×
11	リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12	金融商品関係	○	○	×	×
13	賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14	関連当事者との取引	○	○	×	×
15	一株当たり情報	○	○	×	×
16	重要な後発事象	○	○	×	×
17	連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18	その他	○	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要

2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。

3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。

5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。

6 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- (4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。
- (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
  - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
  - ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
  - ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産



又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項  
注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬<sup>びゅう</sup>の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬<sup>びゅう</sup>の内容
- ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せず  
に両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち  
工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相  
殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を  
記載する。

注8

- (1) 工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う

ていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注18 注1から注17に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

附 属 明 細 表

令和 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相 手 先	金 額
	千円
計	

滞留状況

発 生 時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘 柄	一 株 の 金 額	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	株式 数	金額	株式 数	金額	株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	
				千円	千円		千円		千円		千円	千円	
	計												

  

社 債	銘 柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要
		取得価額	貸借対照 表計上額			取得価額	貸借対照 表計上額	
		千円	千円			千円	千円	
	計							

  

その他の 有価証券	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要
	取得価額	貸借対照 表計上額			取得価額	貸借対照 表計上額	
	千円	千円			千円	千円	
	計						

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

## 7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円		
計			—

## 8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

## 9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

## 10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

## 記載要領

## 第1 一般的事項

- 「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第19号に定める会社をいう。
- 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第23号に定める会社をいう。
- 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借

対照表の写しを添付しなければならない。

5 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

## 第2 個別事項

### 1 完成工事未収入金の詳細

- (1) 別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 滞留状況については、当期計上分（1年未満）及び前期以前計上分（1年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

### 2 短期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

### 3 長期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

### 4 関係会社貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

### 5 関係会社有価証券明細表

- (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄

及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

- (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。
- (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
- (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (5) 当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- (6) 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の5を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。
- (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

## 6 関係会社出資金明細表

- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件（1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。
- (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

## 7 短期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。
- (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
- (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

## 8 長期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。
- (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。
- (3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間における1年ごとの返済予定額を注記すること。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

## 9 関係会社借入金明細表

- (1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

## 10 保証債務明細表

- (1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。
- (3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。



貸借対照表

令和 年 月 日 現在

商号又は名称 \_\_\_\_\_

資産の部

I 流動資産		千円
現金預金	.....	
受取手形	.....	
完成工事未収入金	.....	
有価証券	.....	
未成工事支出金	.....	
材料貯蔵品	.....	
その他	.....	
貸倒引当金	△ _____	
流動資産合計	.....	
II 固定資産		
建物・構築物	.....	
機械・運搬具	.....	
工具器具・備品	.....	
土地	.....	
建設仮勘定	.....	
破産更生債権等	.....	
その他	.....	
固定資産合計	.....	
資産合計	=====	

負債の部

I 流動負債		
支払手形	.....	
工事未払金	.....	
短期借入金	.....	
未払金	.....	
未成工事受入金	.....	
預り金	.....	
..... 引当金	.....	
その他	.....	
流動負債合計	.....	

II 固定負債

長期借入金

その他

固定負債合計

負債合計

.....  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
=====

純資産の部

期首資本金

事業主借勘定

事業主貸勘定

事業主利益

純資産合計

負債純資産合計

.....  
.....  
△.....  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
=====

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

## 記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。  
期首資本金——前期末の資本合計  
事業主借勘定——事業主が事業外資金から事業のために借りたもの  
事業主貸勘定——事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの  
事業主利益（事業主損失）——損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。  
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

損 益 計 算 書

自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

（商号又は名称）

千円

I	完成工事高			
II	完成工事原価			
	材料費		.....	
	労務費		.....	
	（うち労務外注費            ）		.....	
	外注費		.....	
	経 費		.....	
	完成工事総利益（完成工事総損失）		.....	.....
III	販売費及び一般管理費			
	従業員給料手当		.....	
	退職金		.....	
	法定福利費		.....	
	福利厚生費		.....	
	維持修繕費		.....	
	事務用品費		.....	
	通信交通費		.....	
	動力用水光熱費		.....	
	広告宣伝費		.....	
	交際費		.....	
	寄付金		.....	
	地代家賃		.....	
	減価償却費		.....	
	租税公課		.....	
	保険料		.....	
	雑 費		.....	
	営業利益（営業損失）		.....	.....
IV	営業外収益			
	受取利息及び配当金		.....	
	その他		.....	
V	営業外費用			
	支払利息		.....	
	その他		.....	
	事業主利益（事業主損失）		.....	.....
注	工事進行基準による完成工事高			

#### 記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 注は、工事進行基準による完成工事高が「完成工事高」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。

兼業事業売上原価報告書

自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

(会社名)

千円

兼業事業売上原価

期首商品(製品)たな卸高	.....
当期商品仕入高	.....
当期製品製造原価	.....
合 計	=====
期末商品(製品)たな卸高	△ .....
兼業事業売上原価	=====

(当期製品製造原価の内訳)

材料費	.....
労務費	.....
経 費	.....
(うち外注加工費)	( .....
小計(当期総製造費用)	.....
期首仕掛品たな卸高	.....
計	=====
期末仕掛品たな卸高	△ .....
当期製品製造原価	=====

## 営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。



### 健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者  
届出者 \_\_\_\_\_ 印

許可番号 国土交通大臣許可（一般—特）第 \_\_\_\_\_ 号 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

許可年月日

（営業所毎の保険加入の有無）

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	
	( 人 )				健康保険	
	( 人 )				厚生年金保険	
	( 人 )				雇用保険	
	( 人 )				健康保険	
	( 人 )				厚生年金保険	
	( 人 )				雇用保険	
	( 人 )				健康保険	
	( 人 )				厚生年金保険	
	( 人 )				雇用保険	
合計	( 人 )					

## 様式第二十号の三

### 記載要領

- 1 この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
  - （１）
    - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
    - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
    - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
    - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
    - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、申請時の加入状況を記入すること。
  - （２）既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合  
この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 2 「申請者 届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 「地方整備局長 国土交通大臣 知事」及び「般 特」については、不要のものを消すこと。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「１」を、行つていない場合は「２」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 8 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「１」を、行つていない場合は「２」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 9 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「１」を、行つていない場合は「２」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

### 主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。  
(例 ○○銀行○○支店)

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、

- (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者

について変更があつたので届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿

届出者 \_\_\_\_\_ 印

大臣 コード 知事

許可年月日

許可番号 35 国土交通大臣 知事 許可 (一般) 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日

法人番号 36 3 5 10 15

記

Table with 5 columns: 届出事項, 変更前, 変更後, 変更年月日, 備考

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 3 7 23 25 30 35 40

商号又は名称 3 8 23 25 30 35 40

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9 23 25 30 35 40

代表者又は個人の氏名 4 0

主たる営業所の所在地市区町村コード 4 1 都道府県名 市区町村名

主たる営業所の所在地 4 2 郵便番号 4 3 電話番号 10 15 20 25 30 35 40

資本金額又は出資総額 4 4 (千円) 3 5 10

連絡先 所属等 氏名 電話番号 ファックス番号

(第二面)

区分 項番    ( 2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止 )  
大臣知事コード

許可番号 項番    国土交通大臣 許可 ( 一般  特  ) 第      号 許可年月日 令和  年  月  日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 項番          ( 1. 一般 2. 特定 )  
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解  
 変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 フリガナ

従たる営業所の所在地市区町村コード      都道府県名 \_\_\_\_\_ 市区町村名 \_\_\_\_\_  
 従たる営業所の所在地            
 郵便番号       電話番号           
 営業しようとする建設業 項番          ( 1. 一般 2. 特定 )  
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解  
 変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 フリガナ

従たる営業所の所在地市区町村コード      都道府県名 \_\_\_\_\_ 市区町村名 \_\_\_\_\_  
 従たる営業所の所在地            
 郵便番号       電話番号           
 営業しようとする建設業 項番          ( 1. 一般 2. 特定 )  
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解  
 変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 フリガナ

従たる営業所の所在地市区町村コード      都道府県名 \_\_\_\_\_ 市区町村名 \_\_\_\_\_  
 従たる営業所の所在地            
 郵便番号       電話番号           
 営業しようとする建設業 項番          ( 1. 一般 2. 特定 )  
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解  
 変更前

様式第二十二号の二

記載要領

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
  - 2 「<sup>地方整備局長</sup>北海道開発局長  
<sup>知事</sup>知事」、<sup>国土交通大臣</sup>「国土交通大臣  
<sup>知事</sup>知事」及び「<sup>般</sup>特」については、不要のものを消すこと。
  - 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
  - 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
  - 5 35「許可番号」の欄の「<sup>大臣</sup>知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
  - 6 36「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
  - 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
  - 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
  - 9 届出の内容が、経營業務の管理責任者である役員等の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
  - 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
  - 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
  - 12 37「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
  - 13 38「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。  
(例 □(株)□A建設□  
□B建設□(有)□□)
- | 種類     | 略号  |
|--------|-----|
| 株式会社   | (株) |
| 特例有限会社 | (有) |
| 合名会社   | (名) |
| 合資会社   | (資) |
| 合同会社   | (合) |
| 協同組合   | (同) |
| 協業組合   | (業) |
| 企業組合   | (企) |
- 14 39「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
  - 15 40「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
  - 16 41「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
  - 17 42「主たる営業所の所在地」及び86「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば豊が関2-1-13□のように記入すること。
  - 18 43及び87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
  - 19 44「<sup>資本金額</sup>又は<sup>出資総額</sup>」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。
  - 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
  - 21 81「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。  
「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

様式第二十二号の二

「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22    及び   「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、   「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

届 出 書

下記のとおり、(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった (2) 経營業務の管理責任者を削除した (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった (4) 専任の技術者を削除した (5) 欠格要件に該当するに至った ので届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿

届 出 者 \_\_\_\_\_ 印

項番 大臣コード 知事 許可年月日 国土交通大臣 許可 ( 般特 ) 第 号 令和 年 月 日

記

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合 (2) 経營業務の管理責任者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 日

- (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合 (4) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 日

営業所の名称 \_\_\_\_\_ 建設工事の種類 \_\_\_\_\_

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 日

営業所の名称 \_\_\_\_\_ 建設工事の種類 \_\_\_\_\_

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 日

営業所の名称 \_\_\_\_\_ 建設工事の種類 \_\_\_\_\_

- (5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

[ ]



様式第二十二号の三

記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
  - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合  
この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
  - (2) 許可を受けている一部の業種を廃業したことにより、当該業種に係る経營業務の管理責任者を削除した場合  
この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
  - (3) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合  
この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
  - (4) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合  
この場合、「(4)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
  - (5) 法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合  
この場合、「(5)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「<sup>地方整備局長</sup>北海道開発局長、<sup>国土交通大臣</sup>知事、及び<sup>知事</sup>「**般特**」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **5** **1**「許可番号」の欄の「<sup>大臣</sup>知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0** **0** **1** **2** **3** **4**又は**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **5** **2**及び**5** **3**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設** **田** **郎** **□** **□**のように左詰めで文字をカラムに記入すること。  
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	



様式第二十二号の四

記載要領

- 1 「地方整備局長  
北海道開発局長  
知事」、  
「国土交通大臣  
知事」及び「**般  
特**」については、不要のものを消すこと。
- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 5 4 「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。
- 5 5 5 「許可番号」の欄の「**大臣  
知事**コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 5 6 「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 5 7 「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。
- 8 太線の枠内には記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、（1）から（5）までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。